

水生生物保全環境基準が設定された項目（ノニルフェノール及び LAS）に 係る排水対策に関する検討について

1. 背景

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）については、平成 15 年（2003 年）11 月に、我が国における初めての水生生物保全環境基準として、全亜鉛に係る環境基準が設定された。また、平成 18 年（2006 年）11 月には、この全亜鉛に係る環境基準の維持・達成を図るため、基準の超過が全国的にみられること、汚染の未然防止が必要であること及び亜鉛の排出源が多岐にわたること等から、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（以下「一律排水基準」という。）の強化が行われた。

その後、水生生物保全環境基準については、新たな科学的知見等に基づき検討が進められ、平成 24 年（2012 年）3 月に「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第 1 次答申）」（以下「第 1 次答申」という。）が取りまとめられ、同年 8 月にはノニルフェノールが水生生物保全環境基準の項目として追加された。また、平成 24 年（2012 年）12 月には「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第 2 次答申）」（以下「第 2 次答申」という。）が取りまとめられ、平成 25 年（2013 年）3 月には直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）が水質環境基準の項目として追加された。

その際、第 1 次答申及び第 2 次答申では、今後検討が必要となる適切な環境管理施策について、「環境基準の設定の結果、現況の公共用水域において環境基準の維持・達成を図るための措置が必要な場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定等、汚染要因や対象項目の特性に応じた様々な環境基準の維持・達成に必要な環境管理施策を適切に講じていくことが必要」とされ、また、ノニルフェノールについては、第 1 次答申において、「環境中でノニルフェノールエトキシレートの生物分解により生成するものもあることから、今後の環境管理施策の検討に当たってはこれを十分考慮した上で検討を行う必要がある」とされた。

2. これまでの検討状況

1. のような状況を踏まえて、環境省では、平成 23 年（2011 年）度より、学識経験者等から構成される「排水規制等検討会」を開催し、内外の科学的知見や公共用水域における環境基準の超過の状況及びその原因等を踏まえて、ノニ

ルフェノール及び LAS に係る水生生物保全環境基準の維持・達成を図るために必要な環境管理施策の在り方について検討を進めてきた。また、これらの物質に対する一律排水基準設定の必要性については、「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について」（平成 16 年（2004 年）8 月、中央環境審議会水環境部会決定）において示された、最低限の許容限度を設定するという従来の考え方、いわゆるシビルミニマムに基づくべきものという考え方を踏まえ検討を行った。

その後、検討会における検討の結果を踏まえ、平成 29 年（2017 年）5 月 26 日の中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会（第 23 回）及び同年 12 月 26 日の同専門委員会（第 24 回）においてご議論いただき、ノニルフェノール及びノニルフェノールエトキシレート並びに LAS に係る排水対策等の在り方の案についてとりまとめた。

3. 今後の予定

各項目に係る排水対策等の在り方の案については、本部会においてご議論いただいた後、必要な修正等を行った上で、検討結果を関係省庁、地方自治体等に周知するとともに、関係者への検討結果の周知や所要の取組の推進を依頼する予定である。

- 今後のスケジュール（予定）

2 月 20 日（本日） 中央環境審議会水環境部会

3 月 検討結果の関係省庁、地方自治体等への周知等を実施

《参考 1》「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第 1 次答申）」
(平成 24 年 3 月中央環境審議会水環境部会) (抜粋)

3 検討結果

（2）環境基準項目等の検討

公共用水域におけるノニルフェノールの検出については、公共用水域要調査項目調査結果等多くの調査結果がある。公共用水域の海域における調査地点は、平成 17 年度から平成 21 年度の近年 5 年間でのべ 277 地点あり、目標値を超過する地点はなかったが、淡水域における調査地点は平成 17 年度から平成 21 年度の近年 5 年間でのべ 2,861 地点（以下「全地点」という。）あり、目標値と淡水域における検出状況を比較すると、生物 A の目標値を超過する地点が全地点中のべ 28 地点、生物特 A の目標値を超過する地点が全地点中のべ 65 地点、生物 B 及び生物特 B の目標値を超過する地点が全地点中 3 地点であった。

このため、全国的な環境管理施策を講じて、公共用水域における濃度の低減を図ることが必要であり、環境基準項目として設定することとする。

5. 今後の課題

（2）適切な環境管理施策の検討

環境基準の設定の結果、現況の公共用水域において環境基準の維持・達成を図るために措置が必要な場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定等、汚染要因や対象項目の特性に応じた様々な環境基準の維持・達成に必要な環境管理施策を適切に講じていくことが必要である。

なお、ノニルフェノールについては、環境中でノニルフェノールエトキシレートの生物分解により生成するものもあることから、今後の環境管理施策の検討に当たってはこれを十分考慮した上で行う必要がある。

《参考2》「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第2次答申）」
(平成24年12月中央環境審議会水環境部会) (抜粋)

3 検討結果

(2) 環境基準項目等の検討

1) 新たに目標値を導出した物質

①直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

公共用水域における直鎖アルキルベンゼンスルホン酸の検出については、公共用水域要調査項目調査結果等多くの調査結果がある。公共用水域の海域における調査地点は、平成19年度から平成23年度の近年5年間でのべ22地点あり、目標値を超過する地点はなかったが、淡水域における調査地点は平成19年度から平成23年度の近年5年間でのべ891地点（以下「全地点」という。）あり、目標値と淡水域における検出状況を比較すると、生物Aの目標値を超過する地点が全地点中のべ41地点、生物特Aの目標値を超過する地点が全地点中のべ63地点、生物Bの目標値を超過する地点が全地点中30地点、生物特Bの目標値を超過する地点が全地点中35地点であった。

このため、全国的な環境管理施策を講じて、公共用水域における濃度の低減を図ることが必要であり、環境基準項目として設定することとする。

5. 今後の課題

(2) 適切な環境管理施策の検討

環境基準の設定の結果、現況の公共用水域において環境基準の維持・達成を図るために措置が必要な場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定等、汚染要因や対象項目の特性に応じた様々な環境基準の維持・達成に必要な環境管理施策を適切に講じていくことが必要である。

《参考3》「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について」

(平成16年8月、中央環境審議会水環境部会決定) (抜粋)

4 水生生物保全のための環境管理施策の在り方

環境管理施策の在り方については、答申¹で示されているように、環境基準の設定の結果、現況の公共用水域において環境基準の維持・達成を図るために措置が必要な場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定等、汚染要因や対象項目の特性に応じた様々な環境基準の維持・達成に必要な環境管理施策を適切に講じることを基本とすべきである。

今回設定された水生生物保全に係る全亜鉛の環境基準については、自然的原因によると考えられる超過事例も存在するが、都市部等において工場・事業場等からの人為的原因によると考えられる超過事例がみられる。また、全亜鉛を含む排水の排出源の業種も多岐にわたっている。

このような状況から、全亜鉛に係る環境管理施策については、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定等の施策を講じることが適当である。

その際、これまで講じられてきた排水規制の考え方を踏まえ、全亜鉛に係る排水規制についても、全公共用水域・全特定事業場を対象とする一律排水基準として設定することが適当である。

また、全亜鉛の環境基準が生活環境項目として設定されたことを踏まえると、一律排水基準は最低限の許容濃度を設定するという従来の基本的考え方、いわゆるシビルミニマムに基づくべきである。

(略)

なお、排水規制に関する今後の具体的な検討に当たっては、亜鉛を含む排出源が工場・事業場のみならず多岐にわたっていることから、排出源とその寄与率を可能な限り明らかにするとともに、工場・事業場等における排水濃度実態、排水処理技術水準の状況、排水規制による効果等を踏まえるべきである。併せて、諸外国における排水規制の動向も参考とすべきである。

¹ 「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（答申）」（平成15年9月12日中央環境審議会）を指す。